

○帯広市アイヌ施策推進地域計画新旧対照表  
 令和2年3月23日認定（令和3年3月22日変更認定）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">帯広市アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項</p> <p>4-1（略）</p> <p>4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業</p> <p>■アイヌ文化情報発信事業・・・</p> <p>百年記念館にあるアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の周知やアイヌ文化の振興及び普及啓発のため、リーフレットの配布やホームページの改修等を行う。</p> <p>また、アイヌ文化を育んだ自然に近い林地帯が残り、アイヌ文化に関わる資料や生き物を展示する百年記念館、野草園、おびひろ動物園が所在する帯広市緑ヶ丘公園西区域を「アイヌ文化とのふれあいゾーン」として、デジタルコンテンツを活用した情報発信と各施設のリアル感のある展示や公園景観を結び付け、面的展開によるアイヌ文化への関心と理解を深めるための相乗効果を創出する。</p> <p>具体的には、帯広百年記念館の常設展示室やリウカにWi-Fi機器を設置するとともに、<u>アイヌに係る解説や音声等のコンテンツを参照できる多言語モバイルガイドを制作し、野草園にはアイヌ語併記の案内板や樹名板等、動物園にはアイヌ民族との関わりが深い動物獣舎前に解説パネルを設置する。これらに付したQRコードから百年記念館の多言語モバイルガイドを参照することで、より深く満足感のある学びと楽しみの場を提供する。</u></p> <p><u>また、ふれあいゾーンについてまとめたリーフレットを各公共施設や公共交通機関に配布することで、地域住民及び児童生徒はもとより、十勝・帯広を訪れる日本人や外国人へ、十勝のアイヌ文化やアイヌ民族にかかる関心を促す。</u></p>	<p style="text-align: center;">帯広市アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項</p> <p>4-1（略）</p> <p>4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業</p> <p>■アイヌ文化情報発信事業・・・</p> <p>百年記念館にあるアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の周知やアイヌ文化の振興及び普及啓発のため、リーフレットの配布やホームページの改修等を行う。</p> <p>また、アイヌ文化を育んだ自然に近い林地帯が残り、アイヌ文化に関わる資料や生き物を展示する百年記念館、野草園、おびひろ動物園が所在する帯広市緑ヶ丘公園西区域を「アイヌ文化とのふれあいゾーン」として、デジタルコンテンツを活用した情報発信と各施設のリアル感のある展示や公園景観を結び付け、面的展開によるアイヌ文化への関心と理解を深めるための相乗効果を創出する。</p> <p>具体的には、帯広百年記念館の常設展示室やリウカにWi-Fi機器を設置するとともに、<u>多言語モバイルガイドを制作し、各スポットにおいてアイヌに係る解説や音声等のコンテンツを参照できるようにすることにより、地域住民及び児童生徒はもとより、十勝・帯広を訪れる日本人や外国人へ、十勝のアイヌ文化やアイヌ民族にかかる関心を促す。</u></p> <p><u>併せて、おびひろ動物園にアイヌ民族との関わりが深い動物獣舎前に解説パネルを設置するとともに、野草園にアイヌ語併記の案内看板や樹名板等を制作して周知を図る。さらに、これらに付されたQRコードにより、動植物の実物を見ながら多言語モバイルガイドを参照することで、より深く満足感のある学びと楽しみの場を提供する。</u></p>

改正後	改正前
<p>5 (略)</p> <p>6 法第15条第1項を充てて行う事業の内容、期間及び事業費  (1) 文化振興事業  事業内容：4-1と同じ  事業期間：令和2年度～令和6年度  事業費：10,962千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業  事業内容：4-3と同じ  事業期間：令和2年度～令和6年度  事業費：28,391千円</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項  (1) 当該事業の概要  <u>鮭はアイヌ語の日常語で「シペ（本当の食べ物）」、つまり「主食」を意味する。帯広の伏古別川には昭和28年ごろまで毎年鮭が遡上しており、この川辺に住むアイヌの人々は「マレック（回転式自在鉈）」を用いて鮭を獲り、貴重な食料としていた。</u>  <u>帯広アイヌ協会ではアイヌ文化の再現・保全・伝承を目的として、アイヌの人々や多くの子どもたちにマレック漁を体験するためのイベントを毎年開催している。当日はマレック漁の安全・豊漁、この行事が無事終わることをアイヌ民族の神々に祈るカムイノミ、古式舞踊の奉納も実施し、漁獲した鮭は、帯広市アイヌ生活文化展や伝統的アイヌ料理実習体験事業等に使用し、一層のアイヌ文化の普及に努めていく。</u></p>	<p>5 (略)</p> <p>6 法第15条第1項を充てて行う事業の内容、期間及び事業費  (1) 文化振興事業  事業内容：4-1と同じ  事業期間：令和2年度～令和6年度  事業費：11,165千円</p> <p>(2) 地域・産業振興事業  事業内容：4-3と同じ  事業期間：令和2年度～令和6年度  事業費：28,075千円</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項  (1) 当該事業の概要  <u>該当ありません。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 実施主体</u>  <u>帯広アイヌ協会（住所：帯広市柏林台東町2丁目2番地5、代表者氏名：  <u>笹村 昭義）</u></u></p> <p><u>(3) 採捕の区域</u>  <u>水辺の楽校内の伏古別川の区域（別添位置図参照）</u></p> <p><u>(4) 採捕の期間</u>  <u>9月ごろから11月ごろまで</u></p> <p><u>(5) 採捕する水産物の種類及び数量</u>  <u>種類：鮭</u>  <u>数量：30尾／年程度</u></p> <p><u>(6) 使用予定漁具</u>  <u>種類：マレック</u>  <u>規模：200cm～300cm</u>  <u>数量：5本</u>  <u>漁法：鉤によるアイヌ民族伝統漁法（別添資料参照）</u></p> <p><u>(7) 予定する採捕従事者</u>  <u>帯広アイヌ協会会長 ほか100名程度</u></p> <p><u>(8) 使用予定船舶</u>  <u>なし</u></p> <p><u>(9) 関係者との事前調整状況</u>  <u>一般社団法人 十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会</u>  <u>令和4年2月8日に計画の概要を説明し、内容について了承を得ている。</u></p>	

## 帯広市アイヌ施策推進地域計画

### 1 アイヌ施策推進地域計画の名称

帯広市アイヌ施策推進地域計画

### 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道帯広市

### 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

#### (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

帯広市には、「帯広アイヌ協会」をはじめ、アイヌ民族の古式舞踊の保存伝承活動を行う「帯広カムイトウウポポ保存会」、アイヌ子弟の私塾である「とちちエテケカンパの会」、十勝におけるアイヌ文化の保存伝承、発展を図る「特定非営利活動法人 トカプチアイヌ協会」などアイヌ関連団体が存在する。また、アイヌ民族にかかわる施設として、アイヌの人々の活動拠点である「帯広市生活館（愛称：ふくろうの館）」やアイヌ民族の情報を収集・発信しているアイヌ民族情報センター「リウカ」がある。

帯広市は、アイヌの人たちに関する施策を総合的に推進するために、平成7年12月に全国の市町村に先駆けて「帯広市ウタリ総合福祉推進計画」（平成8年度～平成16年度）を策定し、平成17年2月には、計画の一部に修正を加え、計画期間を延長して「帯広市アイヌ施策推進計画」（平成17年度～平成21年度）と名称を変更し、アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るための施策を総合的に進めてきたところである。令和2年3月には「第三期帯広市アイヌ施策推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、それまでの取り組みの方向を維持しつつ、理解促進、文化の振興などに取り組んできた。

アイヌ関連団体の活動や本市の施策の展開により、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌ文化に関する理解は十分に浸透しているとは言えず、伝統や文化を受け継いできた人の高齢化が進む中、アイヌ文化を正しく後世に伝えていくことが求められている。

このため、市民のアイヌ民族についての理解を深めるためのアイヌ文化に触れられる機会の増加やアイヌの人々によるアイヌ文化の保存伝承活動を促進する取り組みなどが必要である。

#### 【アイヌ関連団体】

- ①帯広アイヌ協会（設立：昭和21年3月 代表者：笹村 昭義 会員数：51人）
- ②帯広カムイトウウポポ保存会（設立：昭和39年 代表者：酒井 奈々子 会員数：42人）
- ③とちちエテケカンパの会（設立：平成2年 代表者：木村 マサエ 会員数：300人）
- ④特定非営利活動法人トカプチアイヌ協会（設立：平成26年4月 代表者：笹村 二

朗 会員数：10人)

#### 【アイヌ民族関連施設】

##### ①帯広市生活館

所在：帯広市柏林台東町2丁目2番地

現況：平成10年4月1日開館。アイヌ生活文化展など地域住民の場となる。

##### ②アイヌ民族文化情報センター「リウカ」

所在：帯広市緑ヶ丘2 帯広百年記念館内

現況：平成18年1月開設。アイヌ関連の資料の展示。

#### (2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌの人々がこれまで継承してきた伝統文化・技術の継承と市民への理解促進を図ることにより、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指す。

#### (3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
KPI	体験交流事業の参加者数	帯広市の観光入込客数
令和2年度 (基準年度)	60人/年間	312.6万人/年間
令和3年度	62人/年間	323.1万人/年間
令和4年度 (中間目標)	64人/年間	334.0万人/年間
令和5年度	66人/年間	345.3万人/年間
令和6年度 (最終目標)	68人/年間	357.0万人/年間

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

##### 4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

###### ■伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業・・・

十勝に伝わるアイヌ文化の伝承保存、発展のため、上士幌町と協力し、地域住民にアイヌ古式舞踊を披露する普及啓発事業や、アイヌ伝統的生活空間の環境整備、地域住民を対象としたアイヌ料理等のアイヌ文化を体験する体験交流事業を実施する。

当市は上記事業のうち普及啓発事業及び体験交流事業を担当する。

##### 4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

###### ■アイヌ文化情報発信事業・・・

百年記念館にあるアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の周知やアイヌ文化の振興及び普及啓発のため、リーフレットの配布やホームページの改修等を行う。

また、アイヌ文化を育んだ自然に近い林地帯が残り、アイヌ文化に関わる資料や生き物を展示する百年記念館、野草園、おびひろ動物園が所在する帯広市緑ヶ丘公園西区域を「アイヌ文化とのふれあいゾーン」として、デジタルコンテンツを活用した情報発信と各施設のリアル感のある展示や公園景観を結び付け、面的展開によるアイヌ文化への関心と理解を深めるための相乗効果を創出する。

具体的には、帯広百年記念館の常設展示室やリウカに Wi-Fi 機器を設置するとともに、アイヌに係る解説や音声等のコンテンツを参照できる多言語モバイルガイドを制作し、野草園にはアイヌ語併記の案内板や樹名板等、動物園にはアイヌ民族との関わりが深い動物舎前に解説パネルを設置する。これらに付した QR コードから百年記念館の多言語モバイルガイドを参照することで、より深く満足感のある学びと楽しみの場を提供する。

また、ふれあいゾーンについてまとめたリーフレットを各公共施設や公共交通機関に配布することで、地域住民及び児童生徒はもとより、十勝・帯広を訪れる日本人や外国人へ、十勝のアイヌ文化やアイヌ民族にかかる関心を促す。

#### ■アイヌ古式舞踊の観光コンテンツ化事業・・・

とから帯広空港への国内外のチャーター便の到着時やMICE、イベント等でアイヌ古式舞踊を披露し、アイヌ文化の認知向上を図るほか、舞踊プログラムの磨き上げ、刺しゅうの技術向上、観光客向け体験コンテンツの開発などのワークショップなどを実施し、舞踊の魅力向上を図り観光コンテンツ化に向けた取り組みを実施する。

## 5 計画期間

2020年（令和2年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

## 6 法第15条第1項を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

### (1) 文化振興事業

事業内容：4-1と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：10,962千円

### (2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：28,391千円

## 7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性 (第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載 (第2号基準)

■ 4-1に記載する事業は、十勝に伝わるアイヌ民族の伝統文化を伝承保存、発展することにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の情報発信や学習機会の充実を図ることで、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。また、アイヌ文化関連の観光施策を実施することにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者 (以下「反社会的勢力等」という。) の関与の可能性 (第2号基準)

4に記載の事業については、帯広市が直接又は委託により実施するものであるが、帯広市暴力団排除条例 (平成25年条例第29号) に基づき、暴力団及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること (第3号基準)

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、それぞれ市の事業担当部署において事業者を特定もしくは想定をしておき、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、それぞれ市の事業担当部署において特定もしくは想定をしている事業者からの聞取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、帯広アイヌ協会より意見を聴取しているが、反対意見はなかった。

## 8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIについて、実績値を公表する。また、帯広市アイヌ施策連絡会議により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況にかかる評価時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度7月に帯広市アイヌ施策連絡会議による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況にかかる評価結果の公表手法

目標の達成状況に係る評価結果については、市公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当ありません。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

(1) 当該事業の概要

鮭はアイヌ語の日常語で「シペ（本当の食べ物）」、つまり「主食」を意味する。帯広の伏古別川には昭和28年ごろまで毎年鮭が遡上しており、この川辺に住むアイヌの人々は「マレック（回転式自在鉈）」を用いて鮭を獲り、貴重な食料としていた。

帯広アイヌ協会ではアイヌ文化の再現・保全・伝承を目的として、アイヌの人々や多くの子どもたちにマレック漁を体験するためのイベントを毎年開催している。当日はマレック漁の安全・豊漁、この行事が無事終わることをアイヌ民族の神々に祈るカムイノミ、古式舞踊の奉納も実施し、漁獲した鮭は、帯広市アイヌ生活文化展や伝統的アイヌ料理実習体験事業等に使用し、一層のアイヌ文化の普及に努めていく。

(2) 実施主体

帯広アイヌ協会（住所：帯広市柏林台東町2丁目2番地5、代表者氏名：笹村 昭義）

(3) 採捕の区域

水辺の楽校内の伏古別川の区域（別添位置図参照）

(4) 採捕の期間

9月ごろから11月ごろまで

(5) 採捕する水産物の種類及び数量

種類：鮭

数量：30尾／年程度

(6) 使用予定漁具

種類：マレック



規模：200cm～300cm

数量：5本

漁法：鉤によるアイヌ民族伝統漁法（別添資料参照）

（7）予定する採捕従事者

帯広アイヌ協会会長 ほか100名程度

（8）使用予定船舶

なし

（9）関係者との事前調整状況

一般社団法人 十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会

令和4年2月8日に計画の概要を説明し、内容について了承を得ている。